平成28年12月

管内の雇用状況(平成28年10月内容)

有効求人倍率O. 74倍

ハローワーク大河原

〒989-1201

柴田郡大河原町大谷字町向126-4

オーガ1F

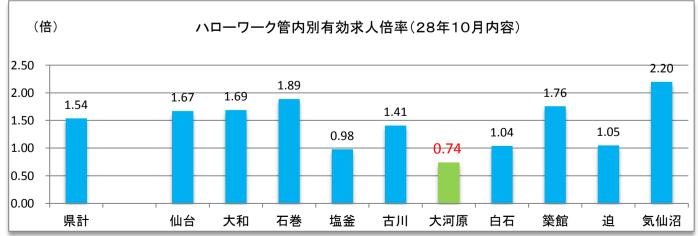
電話 0224-53-1042

FAX 0224-52-3989

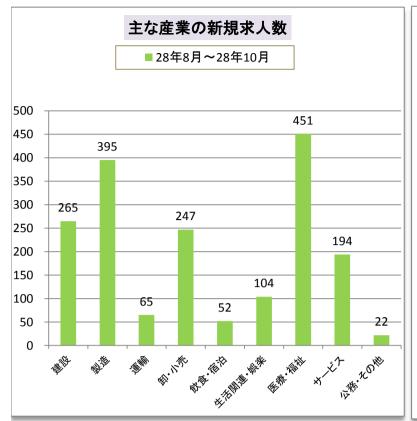
ハローワーク大河原管内は、有効求人倍率が県内ハローワークの中で最も低く、求人の少ない地域となっております。事業所の皆様には様々な機会に求人の申込みをお願いしているところでありますが、当ハローワークには安定した職業に就きたいという求職者が登録されており、特に、多くの方が正社員求人を希望されています。従業員の採用を検討されている事業所様にとっては、良い人材を確保する大きなチャンスとなっています。是非この機会に当ハローワークをご利用ください。

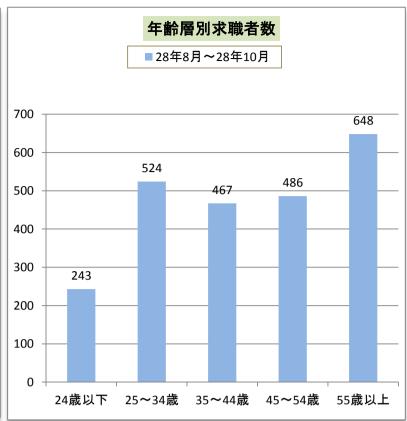
<メモ>有効求人倍率は、仕事を探す人一人に対して何人分の求人があるかを示しています。1倍を超えると求人の方が多く、下回ると仕事を探す人の方が多いということになります。





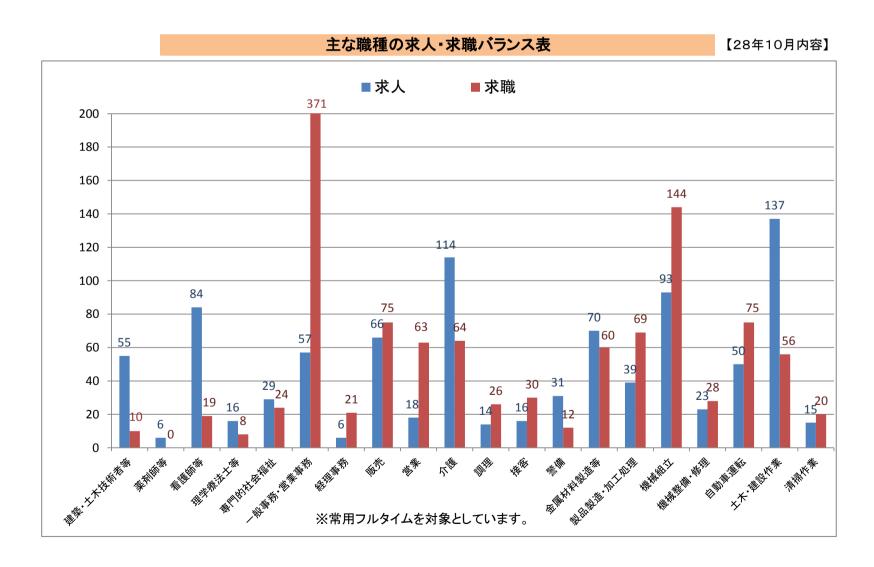
※有効求人倍率は原数値であり、季節調整値ではありません。





※3か月間に申し込まれた新規求人数の合計です。

※3か月間の月間有効求職者数の月平均数です。



職業別新規求人賃金情報

【28年7月~9月内容】

(単位:万円)

	求人件数計	10~12.5未	12.5~15未	15~17.5未	17.5~20未	20~22.5未	22.5~25未	25~27.5未	27.5~
建築·土木技術者等	28	0	0	5	11	14	13	16	18
薬剤師等	5	0	0	0	0	1	1	3	5
看護師等	59	0	1	13	32	49	52	38	19
専門的社会福祉の職業	27	0	8	11	12	15	12	5	1
一般事務員・営業事務員	64	3	43	40	25	17	5	5	5
経理事務員	3	0	0	1	2	2	1	1	1
販売員	36	2	8	20	15	17	4	12	11
営業員	12	0	0	4	5	9	6	7	5
介護の職業	70	3	32	54	40	18	1	0	0
調理の職業	9	0	3	6	6	6	3	3	0
接客の職業	11	0	6	5	4	3	0	0	0
警備員	4	0	4	1	0	0	0	0	0
金属材料製造の職業	48	0	11	29	30	27	21	18	12
製品製造・加工の職業	24	3	13	16	13	7	2	1	0
機械組立の職業	9	4	7	3	3	2	2	1	0
機械整備・修理の職業	14	0	1	6	12	11	8	7	4
自動車運転の職業	32	1	6	6	4	8	12	17	14
土木・建設の職業	61	0	7	21	33	44	42	37	22
電気工事の職業	12	0	0	7	9	8	5	5	2
清掃の職業	7	0	4	4	4	2	0	0	0

※この賃金情報は、ハローワークで受理したフルタイム求人を賃金月額(時間給、日給の場合は月額換算)別に区分したものです。賃金額に幅(上限額と下限額)があり複数の区分にまたがる場合は、すべての区分欄に「1」が入ります。そのため、各区分欄の合計(横計)は求人件数計とは一致しません。この資料は四半期ごとに作成しています。

中途採用者採用時賃金情報

【28年7月~9月内容】

(月額、単位:千円)

		全年齢	~24歳	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55~64歳
職業計		213	171	195	213	239	232
	専門·技術	221	186	197	248	238	240
	事務	212	*	208	201	239	210
	販売	207	159	184	*	*	235
警侦	サービス	167	127	170	158	180	*
	警備	*	*	*	*	*	*
	農林漁業	276	*	*	*	*	346
	運輸	220	*	207	202	228	234
	生産工程·労務	206	174	202	216	223	198

※この賃金情報は、雇用保険の被保険者資格を取得した方(新卒者を除く。)の採用時の平均賃金です。

「*」は対象者が3人未満のため掲載していません。

この資料は四半期ごとに作成しています。

ハローワークからのお知らせ

事業主の皆様へ(従業員の皆様へもお知らせください)

雇用保険の適用拡大等について

~ 平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります~

雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対 象となります(平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」(※1)となっている場合を除き適用除 外です。)。

- 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合【例1参照】 雇用保険の適用要件(※2)に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資 格取得届」(以下「資格取得届」という。)を提出(※3)してください。
- 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場 合【例2参照】

雇用保険の適用要件(※2)に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となりま す。事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を提出(※4)してください。

○ 平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者(※1)である労働者を平成29年1月1日以降も継続し て雇用している場合【例3参照】

ハローワークへの届出は不要です(自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。)。

- (※1)65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。
- (※2) 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上の雇用見込みがあること。
- (※3)被保険者となった日の属する月の翌月10日までに提出してください。
- (※4)提出期限の特例があります。平成29年3月31日までに提出してください。

《 適用要件に該当する65歳以上の労働者を雇用した場合の雇用保険の適用例 》

〈例1〉平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合

→ 雇用した時点から高年齢被保険者となりますので、雇用した日の属する **月の翌月10日まで**に管轄のハローワークに届出をしてください。



雇入れ後に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、 労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

〈例2〉平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→ <u>平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、**平成29年3月**</u> **31日まで**に管轄のハローワークに届出をしてください。

平成29年1月1日以降に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり 適用要件に該当することとなった場合は、**労働条件の変更となった日の** 属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。



〈例3〉高年齢継続被保険者(※1)である労働者を平成29年1月1日以降も 継続して雇用している場合

自動的に高年齢被保険者となりますので、届出は不要です。



۴ 🦳 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

11280909保02

掲載についてのお知らせ

1か月ごとに管内の雇用状況をお知らせします。月はじめに宮城労働局ホー ムページの「ハローワークからのお知らせ」に掲載しますのでご活用ください。